

大熊町の復興・再生に向けた取組について (特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて)

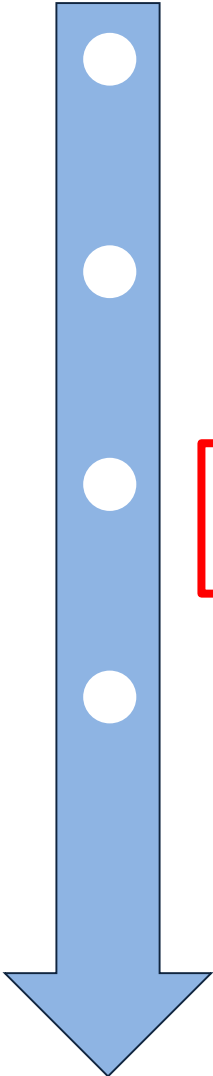
令和4年6月

大熊町

原子力災害現地対策本部

内閣府原子力被災者生活支援チーム

今回の説明会の位置づけについて

- 
- 特定復興再生拠点区域の住民の皆さまへの準備宿泊に関するご説明（11月13・14日）
 - 特定復興再生拠点区域の準備宿泊開始（12月3日～）
 - 住民の皆さまへの特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けたご説明（6月4・5日）
 - 町議会等へのご説明

特定復興再生拠点区域の避難指示解除（6月末～7月上旬を目標）
※準備宿泊は避難指示解除まで継続して実施いただけます

1. 大熊町の復興・再生に向けた取組について

- 帰還される方／町外で避難生活を継続せざるを得ない方のどちらの方に対しても、きめ細かな支援を行ってまいります。

(1) 町内帰還環境の整備

①放射線不安に対する対応：
除染検証委員会における検証結果、放射線相談窓口の設置、大熊町環境情報サイネージによる情報発信

②インフラ・交通の復旧：
電気、ガス、上・下水道、交通の復旧

③生活関連サービスの整備：
商業施設の開業、郵便・宅配サービスの再開

④暮らしの安全確保：
警察・消防・防犯体制の整備、防犯カメラ・防犯灯の整備

⑤医療・福祉体制の整備：
住民福祉センター、診療所、認知症高齢者グループホームの整備

⑥住宅環境の整備：
災害公営住宅、再生賃貸住宅、宿泊施設の整備、まちづくり公社による空き家に関する情報提供

(2) 産業・生業の復興

- 大川原地区内での米の本格栽培再開
特定復興拠点区域等での試験栽培の実施
- 植物（イチゴ）栽培の施設整備
- 鳥獣対策の強化
- 官民合同チームによる事業者支援の実施
- 産業の整備状況・計画等

(3) 避難指示解除後の各種支援措置

- 国民健康保険税、介護保険料等の軽減措置
- 固定資産税の減免措置
- 応急仮設住宅（借り上げ住宅）の供与期間の延長
- 電気料金、NHK受信料、高速道路無料化などによる支援

(1) 町内帰還環境の整備

① 放射線不安に対する対応

<大熊町除染検証委員会の検証結果>

- 特定復興再生拠点区域については、**除染及び追加除染が概ね完了**し、環境省測定結果によれば、空間放射線量率（地上高1m）は概ね $3.8\mu\text{Sv/hr} \times 1$ を下回ることを確認した。また、生活の中心となる宅地における線量については平均 $0.63\mu\text{Sv/hr}$ となっている。
- 外部被ばく線量評価、内部被ばく線量評価、シミュレーション結果においても、住民の被ばく線量が問題ないレベルまで低減されたという評価結果を精査し、**日常的に生活しても放射線被ばくのリスクは十分に低くなっている**ことを確認した。
- これらのことから、当該**特定復興再生拠点区域については、次の対策を継続して実施していくことを条件に避難指示を解除することは妥当**と判断した。
- 他の場所に比べて高線量の場所の線量低減、立入制限等の対策。
- 避難指示解除後も継続した環境モニタリング等を実施し、モニタリング結果を踏まえ必要な措置をとること。
- きめ細やかな線量測定の実施と測定結果の公表・周知。除染未同意の場所の解消。
- 住民等の放射線に関する問合せへの継続的な対応、分かりやすい情報発信。希望者が食品の放射性物質濃度測定や個人被ばく線量測定ができる体制の整備・維持。
- 除染効果等の詳細データの保存、今後の放射線量率低減対策への活用。継続的に空間放射線量率の低減を図ることによる早期の年間追加被ばく線量 1mSv 以下の達成。

※ 1 $3.8\mu\text{Sv/hr}$ とは、居住のための解除の要件である年間積算線量 20mSv を安全側の仮定に立って1時間あたりの空間放射線量率に換算した目安の値であり（放射線リスクに関する基礎的情報2021年8月（第12版）より）、安全と危険の境界を示すものではない。

①放射線不安に対する対応

- 1時間あたりの被ばく線量を測定できる**個人線量計（Dシャトル）の貸与**を引き続き行います。
- 大野駅において、**放射線量の状況がわかるポスターの掲示**や**チラシの配布**、**町内のモニタリングポストの情報を閲覧できるよう端末を設置（町HPでも公開）**しています。
- **お住まいの敷地内の空間線量調査**を実施します。
- **井戸水の放射能濃度測定**をしています。
- 大熊町役場本庁舎に、**放射線相談窓口**を設置しています。
- ホールボディカウンター(注1)による**内部被ばく検査**を**全国の指定の医療機関で無料で受検**できます。注1：体内に存在する放射性物質を計測する装置。
- **甲状腺検査**を**福島県内の指定の医療機関で無料で受検**できます。
- **食品**について、**町役場内で放射性物質測定**を実施します。

②インフラ・交通の復旧

- **電気・電話・インターネット**は、**復旧済み**です。
- **LPガス**については、LPガス事業者が**要望に応じガス供給を行っています**。供給している事業者については、福島県LPガス協会にお問い合わせください。
- **上水道**は**復旧済み**です。**下水道**は、**西大和久地区の一部・熊町地区を除いて復旧済み**です。
 - ※井戸水をご使用のお宅では、長期未使用の場合、事前に水質をご確認ください。
 - ※浄化槽をご使用のお宅では、予め浄化槽の状態をご確認ください。
 - ※公共下水道をご使用の場合も、ご自宅から下水道までの配管の状態を予めご確認ください。
 - ※西大和久地区の一部、熊町地区については、復旧完了するまで仮設浄化槽を設置しますので、事前に大熊町役場復興事業課へお問い合わせください。
- **主要道路**についても**復旧済み**です。

②インフラ・交通の復旧

インフラ名	お手続き
電気	<ul style="list-style-type: none">➤ 電気の使用再開を希望する方は、個別に「東北電力コールセンター」にお申し込みください。➤ 電気の使用申込みがあった日から、引込線等の工事に2週間程度かかります。また、使用開始の際には、ご利用者様と東北電力での立ち会いが必要となります。➤ 電気を使用する際は、電源には十分に注意していただき、家を離れる際には必ずブレーカーを落としたことを確認してください。
電話・インターネット	<ul style="list-style-type: none">➤ 電話・インターネットの使用再開を希望する方は、「NTT東日本 相談・申し込みダイヤル」やご希望のプロバイダにご相談いただき、お申し込みください。
LPガス	<ul style="list-style-type: none">➤ 使用再開を希望される方は、取引されていた販売店等にお問合せください。➤ 取引されていた販売店等と連絡が取れない場合は、福島県LPガス協会相双支部へお問合せください。
上水道	<ul style="list-style-type: none">➤ 宅地内の漏水調査は指定給水装置工事事業者へご依頼ください。➤ 水道使用開始のお申込み先は、双葉地方水道企業団になります。水道開始の際にはご利用者様、企業団での立ち会いが必要となります。
井戸水	<ul style="list-style-type: none">➤ 長期間未使用の井戸は、事前に水質をご確認ください。➤ 井戸の水質に関する相談は、福島県相双保健福祉事務所までお問合せください。➤ 井戸水の放射能濃度測定については、2リットルの水を環境対策課までお持ちください。

②インフラ・交通の復旧

インフラ名	お手続き
下水道	<ul style="list-style-type: none">➤ 下水道使用開始のお申込み先は、大熊町役場(復興事業課)になります。➤ 西大和久地区の一部・熊町地区では仮設浄化槽の設置工事を行いますので、お早めにご連絡ください。➤ 下水道をご利用の場合、ご自宅から下水道までの配管の状態について、ご使用者様、町・水道企業団の担当者での立ち会いの上、確認が必要です。➤ 長期間使用していなかった場合は使用前に大熊町下水道排水設備業者へ点検をご依頼ください。
浄化槽	<ul style="list-style-type: none">➤ 浄化槽の状態を確認した上でご使用ください。➤ 環境省による浄化槽のくみ取りについては、各ご家庭1回に限り無料で実施しています。ご希望される場合は、環境省福島地方環境事務所浜通り南支所までご相談ください。

③生活関連サービスの整備

- **買物**は、**大川原地区の商業施設（おおくまーと）**をご利用いただけます。
この他、富岡町内の各店舗（さくらモールとみおか、ローソン、セブンイレブン）等もご利用いただけます。
- **飲食店**は、**大川原地区にある各店舗**がご利用いただけます。営業時間にご注意ください。
- **郵便局**は大川原地区において**令和4年春に再開済**です。郵便局には**ゆうちょ銀行ATMも設置されています**。その他金融機関についても、事業者さまと相談してまいります。
- **郵便物・ゆうパック**は、以下の内容で準備宿泊から**再開しています**。
郵便物及びゆうパックの配達は、1日1回とさせていただきます。（土曜・日曜・祝日は配達いたしません。）
ゆうパック等の配達時間帯のご希望に添えない場合がございます。
郵便物・ゆうパックの集荷は実施いたしません。
ご自宅で郵便物等を受け取るには、最寄りの郵便局の窓口に「転居届」をご提出してください。
お住まいの方の確認をしながら配達することとなるため、郵便受箱等に居住されている方のお名前の表記をいただくようご協力をお願いします。
- **宅配便**については、**佐川急便が準備宿泊から取扱いを再開しています**。その他の事業者さまとも再開について相談してまいります。
- **新聞**は**商業施設（おおくまーと）**や、富岡町内の各店舗でお買い求めいただけます。
また、**新聞配達のリニューアル**をご希望される方は、販売店にお申込みください。
- **ガソリンスタンド**は、**J A福島さくら大熊給油所が3月30日にグランドオープン**しました。
富岡町内、双葉町内でも営業を再開しています。

③生活関連サービスの整備

- **交流施設（linkる大熊）** 及び **宿泊温浴施設（ほっと大熊）** が令和3年10月17日にオープンしました。
- **テレビ**について、**地上デジタル放送の受信方法等のサポート**をデジサポ福島が実施いたします。地上デジタル放送が見られない場合ご連絡ください。
※視聴には、新たにテレビアンテナの設置が必要となる場合があります。
- **ご自宅の片付けごみ（粗大ごみ・廃家電・農林系）**の回収について、**拠点区域内では、環境省で申請を受け付けています。**また、**ごみステーションにお出しいただいたごみの回収も行っています。**
※ごみは90リットル以下の透明のごみ袋に「もえるごみ（可燃）」または「もえないごみ（不燃）」とご記載の上、ごみを分別し、ご家庭の最寄りのごみステーションに出してください。
※粗大ごみや危険物等の回収については事前にご相談ください。
- 東京電力では、**拠点区域内での屋内立ち入り・片付けサポート**を行っております。
- **引っ越し**については、**準備宿泊から一部事業者さまが取扱いを再開しています。**その他の事業者さまとも再開について相談してまいります。
- **宅地の除草**について、実施に向けて国と調整を進めています。
- **生活循環バス**は、**年中無休で、無料で、どなたでも利用可能**です。
令和4年7月1日から時刻表やルートが改正されます。詳細は10・11ページをご覧ください。

大熊町生活循環バス運行表（令和4年7月1日 ダイヤ改正）

大川原公営住宅 → 大野駅

	大川原公営住宅	大熊町役場	下平	ネクサスファーム入口※	移住定住支援センター※	諏訪神社※	保健センター※	旧ツルハドラッグ※	大野駅前
1便	6:50	6:52	6:55	6:59	7:02	7:05	7:09	7:11	7:14
2便	7:50	7:52	7:55	7:59	8:02	8:05	8:09	8:11	8:14
3便	9:10	9:12	9:15	9:19	9:22	9:25	9:29	9:31	9:34
4便	10:40	10:42	10:45	10:49	10:52	—	—	10:55	10:58
5便	12:00	12:02	12:05	—	—	12:10	12:14	12:16	12:19
6便	14:00	14:02	14:05	14:09	14:12	14:15	14:19	14:21	14:24
7便	15:20	15:22	15:25	15:29	15:32	15:35	15:39	15:41	15:44
8便	17:15	17:17	—	17:21	—	—	—	17:27	17:30
9便	18:45	18:47	18:50	18:54	18:57	19:00	19:04	19:06	19:09
10便	20:20	20:22	20:25	20:29	20:32	20:35	20:39	20:41	20:44

大野駅 → 大川原公営住宅

	大野駅前	旧ツルハドラッグ※	保健センター※	諏訪神社※	移住定住支援センター※	ネクサスファーム入口※	下平	大熊町役場	大川原公営住宅
1便	7:25	7:28	7:30	7:34	7:37	7:40	7:44	7:47	7:49
2便	8:45	8:48	8:50	8:54	8:57	9:00	9:04	9:07	9:09
3便	10:20	10:23	10:25	10:29	—	—	10:34	10:37	10:39
4便	11:40	11:43	—	—	11:46	11:49	11:53	11:56	11:58
5便	13:15	13:18	13:20	13:24	13:27	13:30	13:34	13:37	13:39
6便	14:45	14:48	14:50	14:54	14:57	15:00	15:04	15:07	15:09
7便	16:15	16:18	16:20	16:24	16:27	16:30	16:34	16:37	16:39
8便	17:50	17:53	17:55	17:59	18:02	18:05	18:09	18:12	18:14
9便	19:40	19:43	19:45	19:49	19:52	19:55	19:59	20:02	20:04
10便	21:15	21:18	21:20	21:24	21:27	21:30	21:34	21:37	21:39

大川原公営住宅 → 富岡駅

	大川原公営住宅	大熊町役場	穴田歯科※	富岡郵便局	さいとう眼科※	富岡中央医院	さくらモール・とみおか診療所	富岡駅前
1便	7:55	7:57	8:07	8:13	8:15	8:16	8:19	8:21
2便	9:08	9:10	9:20	9:26	9:28	9:29	9:32	9:34
3便	10:38	10:40	10:50	10:56	10:58	10:59	11:02	11:04
4便	12:05	12:07	12:17	12:23	12:25	12:26	12:29	12:31
5便	13:40	13:42	13:52	13:58	14:00	14:01	14:04	14:06
6便	15:18	15:20	15:30	15:36	15:38	15:39	15:42	15:44
7便	17:45	17:47	—	—	—	—	18:05	18:07

富岡駅 → 大川原公営住宅

	富岡駅前	さくらモール・とみおか診療所	富岡中央医院	さいとう眼科※	富岡郵便局	穴田歯科※	大熊町役場前	大川原公営住宅
1便	8:40	8:42	8:45	8:46	8:48	8:54	9:04	9:06
2便	10:10	10:12	10:15	10:16	10:18	10:24	10:34	10:36
3便	11:35	11:37	11:40	11:41	11:43	11:49	11:59	12:01
4便	12:35	12:37	12:40	12:41	12:43	12:49	12:59	13:01
5便	14:50	14:52	14:55	14:56	14:58	15:04	15:14	15:16
6便	16:00	16:02	16:05	16:06	16:08	16:14	16:24	16:26
7便	18:50	18:52	—	—	—	—	19:10	19:12

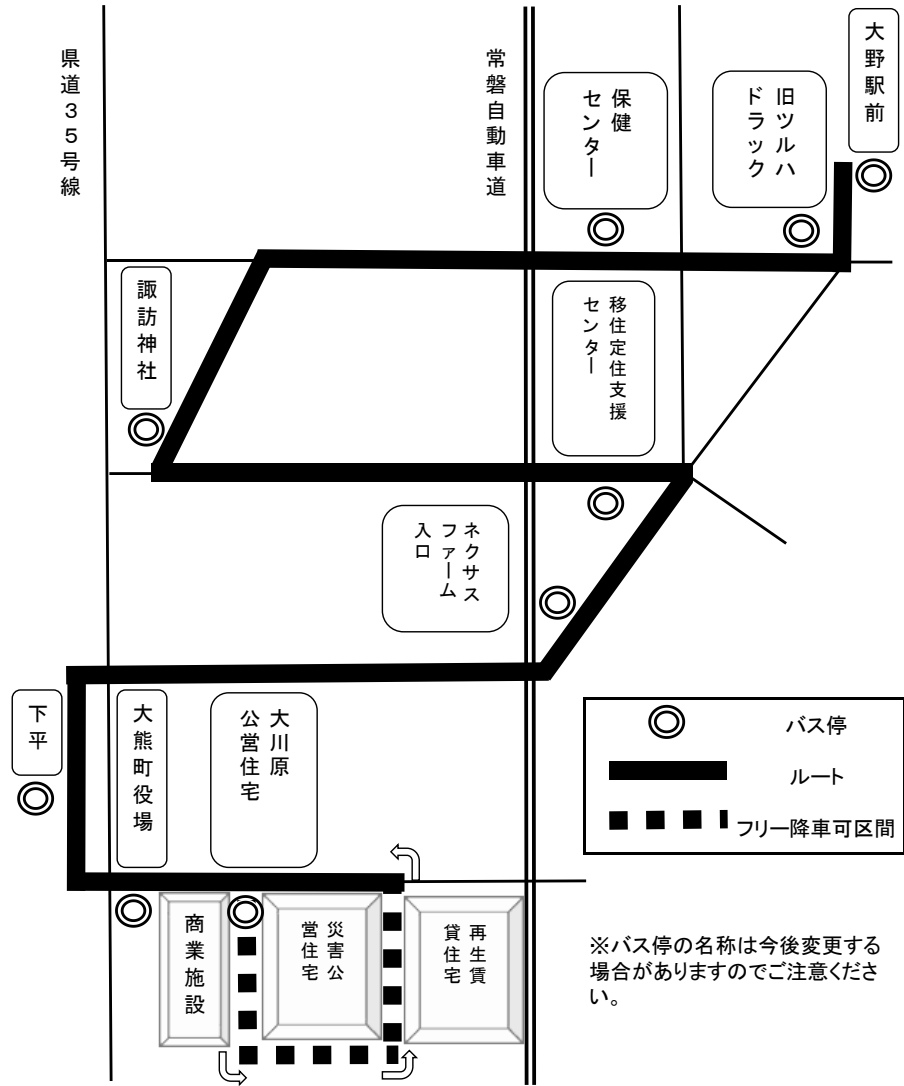
※バス停の名称は今後変更する場合がありますのでご注意ください。

※生活循環バスは運賃無料でどなたでもご利用でき、年中無休です。

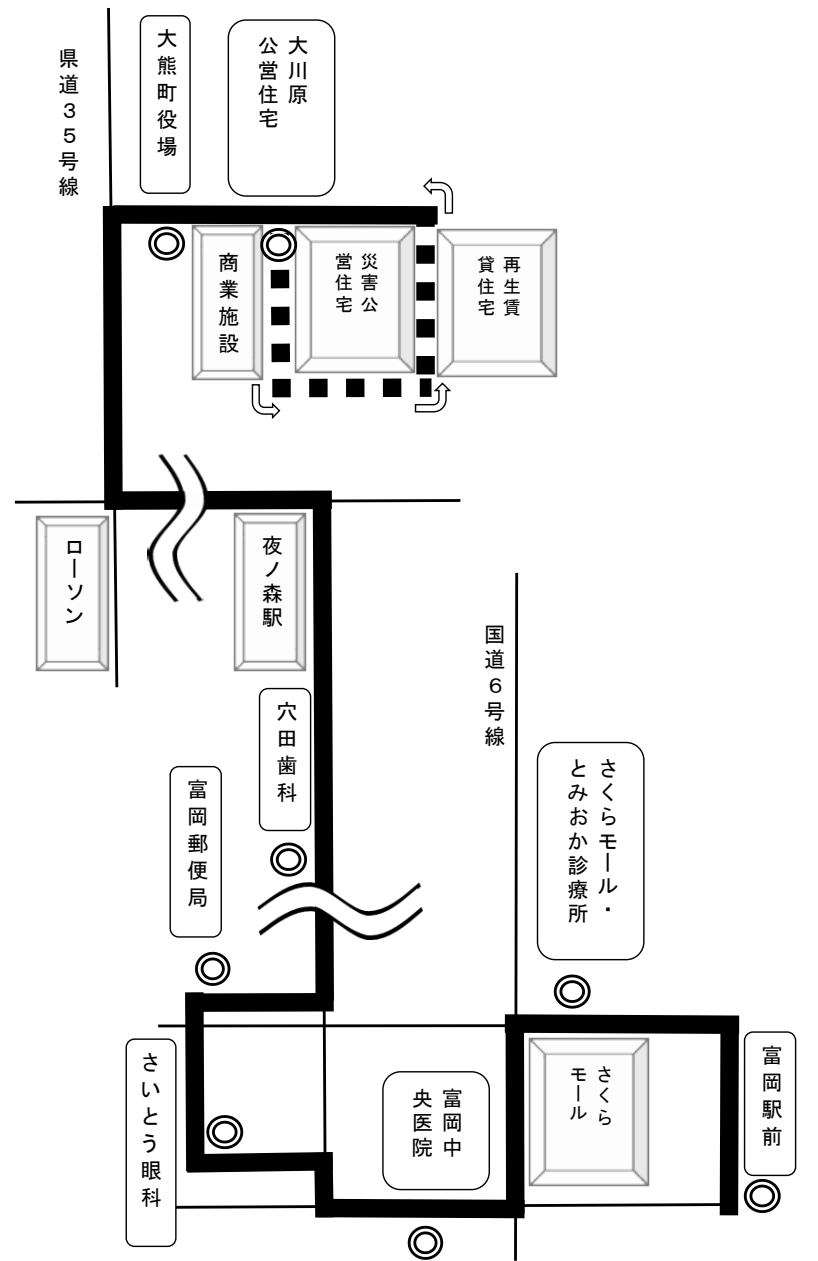
※大熊町内から富岡駅方面に向かうバスは、富岡町内での乗車はできません。

※富岡町内から大熊町内方面に向かうバスは、富岡町内での降車はできません。

大川原公営住宅⇔大野駅前 ルート



大川原公営住宅⇔富岡駅前 ルート



④暮らしの安全確保

- 民間事業者等による**夜間宿直・土日祝日の宿日直・町内パトロール**を実施しています。
※町内パトロールは、既に町内で24時間体制で実施しています。
- **双葉警察署本庁舎機能**は**富岡町に戻っています**。また、大川原地区に臨時駐在所が設置されています。避難指示解除後も引き続き、**町内の防犯パトロールを強化**いただくよう相談してまいります。
- **消防署**は、富岡消防署新庁舎で**業務を再開**しています。
避難指示解除後も引き続き、**町内の防災体制を強化**いただくよう相談してまいります。
- **警察・消防によるパトロールに加え町委託によるパトロールが実施**されています。
- **防犯カメラ**は、主要な道路・交差点に**約70台設置**し、令和2年8月から運用を開始しています。
- **防犯灯**については、順次LEDへの交換を行っています。ご自宅の周りで、灯が消えているなどありましたら、ご連絡ください。
- **町内の住宅等に家庭用防犯カメラを設置**した方に対し、**5万円を上限に購入費等を補助**します。
- **防災行政無線の戸別受信機**を希望される世帯に貸与しています。
戸別受信機の受信状況が悪い場合には、屋外アンテナの設置をいたします。
- 自宅において緊急時にボタン1つで通報すれば警備会社が駆けつける**緊急通報機器**を、ひとり暮らし高齢者等の方に引き続き貸与しています。

⑤ 医療・福祉体制の整備

- **医療機関**は、**大熊町診療所（週2日診察）**、**とみおか診療所（週5日診察）**、**富岡中央医院（週4日診察）**等をご利用いただけます。
救急については、**24時間365日対応している県立ふたば医療センター附属病院が開院**しています。
- 保健福祉課や各出張所は、**健康面などの相談**を目的に保健師や看護師、包括支援センターなどの専門職が訪問や電話で相談に応じています。
- **認知症高齢者グループホーム（おおくまもみの木苑）**、**住民福祉センターが開所**しています。

⑥住宅環境の整備

- 大川原地区復興拠点に**災害公営住宅**を92戸・**再生賃貸住宅**を40戸整備しています。加えて、再生賃貸住宅8戸を、令和5年春の入居開始に向け整備予定です。
- 平成30年度から、**住宅清掃費補助（上限額30万円）**を行っています。また、町内に戻られる町民の方に対する**引っ越し補助制度(最大20万円)**を実施しています。
- **町内に残された不動産のマッチングおよび相談窓口**をはじめとして、町職員だけでは難しい公共施設の管理・運営や帰町、移住した住民が新たな環境で生活を始めるための環境作りを担う団体として、**平成29年10月から「おおくままちづくり公社」が発足**しています。
- **平成30年4月から、不動産利活用事業（空き家・空き地バンク）を開始**し、不動産を売りたい・貸したい方に登録いただき、町民の皆様や居住を検討される方等に不動産情報を提供する取り組みを行っています。

(参考1) 大熊町ゼロカーボン推進補助金について

町民の皆様が大熊町内に帰還し新たな生活を開始する際にご活用いただける補助制度として、「大熊町ゼロカーボン推進補助金」があります。

具体的には、以下のような取組が補助対象となります。町内への帰還をご検討いただく際には、この補助金の活用についても併せてご検討ください。

● おおくまゼロカーボン建築物支援事業

- ・ZEH（※）の新築に関し、上限300万円までを補助
- ・省エネリフォーム（オール電化や外皮性能の向上等）に関し、対象経費の3分の2（上限150万円）を補助

● 再生可能エネルギー設備等導入事業

- ・自家消費型の太陽光パネルの設置に関し、最大出力（kW）×10万円を補助
- ・太陽光パネルと併せて設置する蓄電池についても補助（最大充電量（kWh）×10万円）

● 次世代モビリティ導入事業

- ・EV、PHV、FCVの新車購入費用の一部を補助（EV及びFCV:50万円、PHV:20万円）

※詳細は大熊町HP（<https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/zerocarbon/20227.html>）をご覧ください。

（※）ZEHとは・・・ネットゼロエネルギーハウスの略。大幅な省エネ化と太陽光パネル等の再エネの導入により、当該住宅に係る年間のエネルギー使用量の収支をゼロにした住宅を指す。

(2) 産業・生業の復興

<商工業>

- 「**福島相双復興官民合同チーム（以下、「官民合同チーム）」**が、震災時に町内に所在した484事業者(個人事業主含む)を個別に訪問し、**各種補助金等のご紹介やその活用支援、事業再開に向けた事業計画の策定や人材確保、販路開拓等の支援を行っています。**
- 大熊町では、**4事業者**が事業再開等を支援する「**福島県原子力被災事業者再開等支援補助金**」の採択を受け、**町内での事業に取り組んでいます。**令和3年度からは大熊町での事業再開等をさらに促進するため、当事業の補助率、補助上限額を引き上げております。
- また**2事業者**が創業等を支援する「**福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金**」の採択を受け、**町内での創業に向けた取組を進めています。**令和4年度からは大熊町での創業等をさらに促進するため、当事業の補助率、補助上限額を引き上げております。
- **大熊町商工会では、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う事業再開や経営相談を受け付けております。**

<産業の整備状況・計画等>

- **令和2年10月**に、除染作業等で出た不燃性廃棄物を再生処理する施設である**リサイクルセンター**が、**夫沢字長者原に完成**しています。将来的には太陽光発電パネルのリサイクル処理等も行う予定です。
- **JR大野駅周辺及び下野上エリア**を**下野上地区復興拠点**として、住民の帰還や町外からの住民を受け入れる環境の整備を目指しています。**JR大野駅西口を中心とした新たなまちづくり**が始まっています。(P.18参照)
- 雇用の場の創出のため、種類の異なる4つの**産業拠点に企業を誘致**することとしています。**旧大野小学校校舎**は、町内の働く場所を確保するほか、新たな産業づくりや起業家を育てる環境を整備し、大熊町ならではの産業を長期に渡り生み出し続ける**インキュベーション施設**として再生します。(P.19参照)

(参考2)大野駅周辺・下野上地区の整備予定

◇下野上地区全体シナリオ

～大熊町復興の核となる拠点～

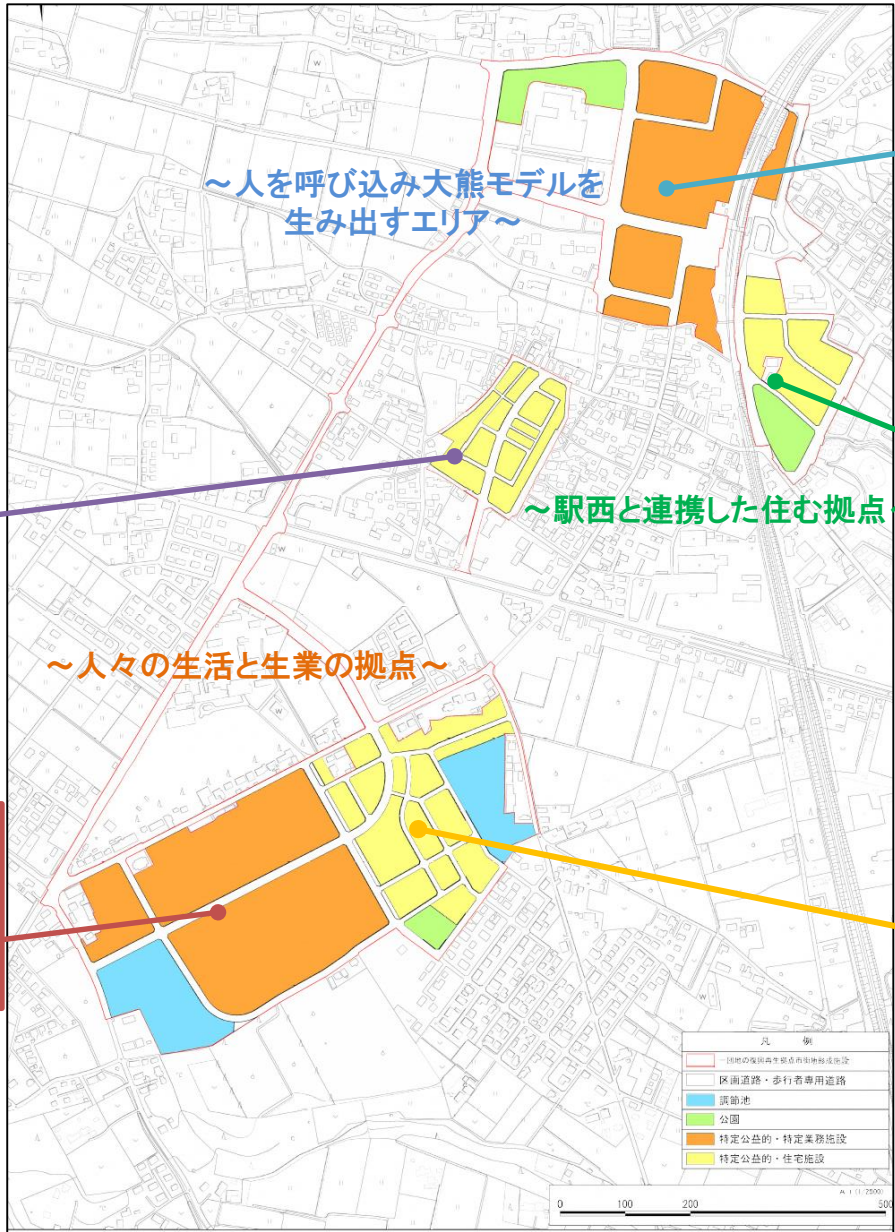
- I. 中長期的復興を見据えた規模の施設整備
- II. 持続的な生業を創出する産業と生活の場づくり
- III. 先行的整備で周辺市街地の復興に寄与

旧大野病院跡 住宅用地(約2ha)

◆戸建住宅用賃貸宅地を基本に、一部に帰還者・移住者向けの再生賃貸住宅を整備するエリア。町民の要望を聞きながら時間をかけて最適な整備を図る。

中央産業拠点(約9.3ha)

◆新産業や研究施設等の企業誘致を行い大熊町が持続的に発展できる生業を生み出すエリア



大野駅西地区(約6.0ha)

◆産業交流施設や商業施設を整備誘導し 町を訪れる人、働く人を増やすとともに新たな価値が生まれる機能を備えるエリア

大野駅東住宅エリア(約1.9ha)

◆駅西に整備予定の産業交流施設や商業施設の就労者等を念頭に、民間集合住宅の誘導を検討するエリア。

梨畑住宅エリア(約4.2ha)

◆戸建住宅用賃貸宅地を基本に、需要に応じて帰還者向けの再生賃貸住宅を整備するエリア。隣接する中央産業拠点の就労者向け社宅用借地など、立地企業のニーズも踏まえた住宅の誘導を検討する。

※土地利用は変更手続き中の内容であり、法定手続を経て今後決定となります。

(参考3) 整備予定の産業用地の概要

				
名 称	①大熊西工業団地	②大熊中央産業拠点	③産業交流施設(大野駅西)	④インキュベーション施設
規 模	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積/約8ha【最大】 3~6区画程度の用地整備を予定 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積/約9.3ha【最大】 7区画程度の用地整備を予定 	<ul style="list-style-type: none"> 床面積/4,600㎡程度 8~10社程度の貸事務所(1室あたり80㎡~)を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 床面積/2,700㎡程度 貸オフィス6室程度のほか、シェアオフィスやコワーキングスペースを整備
コ ン セ プ ト	<ul style="list-style-type: none"> 常磐道インターチェンジへのアクセスが良好など立地条件を活かした企業誘致を行うと共に、町のゼロカーボン理念に沿った施設等を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 大野駅にも近く平坦であり住宅街にも隣接する立地を活かし、次世代技術等の研究や産業を育む企業群を集積し、職住近接型の産業拠点として整備 将来的には拠点内のエネルギーを100%再生可能エネルギーで賄うRE100産業団地として整備 	<ul style="list-style-type: none"> 駅前立地や中間貯蔵施設に近接という立地特性を活かしつつも、大熊町の玄関口として街の賑わい創出や情報発信などの機能も付加した公的施設として整備 住民向けサービスや産業を担う各種施設等も併設した超利便的施設 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣立地企業との親和性のある高度技術や産業シーズのほか、学術的見識を用いたシナジー効果を狙ったインキュベーション機能を整備 新サービスによる地域課題解決型ビジネスや最先端産業の創出拠点のほか、異業種交流による賑わい創出ベース
ユーティリティ	電気(高圧)/上水/一般通信	電気(高圧)/上下水/高速通信	電気(高圧)/上下水/高速通信	電気(高圧)/上下水/高速通信(ローカル5G検討)
整備予定時期	2023年1月頃より、順次、供用開始予定	2022年12月頃より、順次、供用開始予定	2024年度頃開業予定	避難指示解除後入居開始予定

<農業>

- 大川原地区において、平成26年度から平成29年度まで**水稻の試験栽培を実施し、平成30年度から令和2年度までは実証栽培を実施**しました。栽培期間中に実施した放射線検査では、**全て基準値（1kg当たり100ベクレル）以下**でした。
今年度は、**特定復興再生拠点区域内等で水稻試験栽培を実施**します。
- 平成30年4月から**大川原地区に建設した栽培施設内でイチゴを栽培**しています。

<鳥獣対策>

- 有害鳥獣対策として、**環境省や町でイノシシ等の捕獲を実施**しています。**令和3年度は町内で334頭のイノシシを捕獲**しています。

<林業>

- 大熊町内の森林はほとんどが帰還困難区域内にあるため、林業の本格的な再開は厳しい状況がありますが、今後国や県の関係機関と協議しながら、森林整備の再開を目指していきたいと思えます。

(3) 特定復興再生拠点区域の避難指示解除後の各種支援措置

- **医療・保険料等減免措置**については、**避難指示解除から10年程度は措置が継続**する見込みです。
- **固定資産税**については、**令和4年中に避難指示が解除された場合、令和5年度～7年度は引き続き全額免除**とする予定です。当該期間は、地方税法の規定に基づき解除の翌年度から3年間は2分の1が減額され、残りの2分の1は町条例により、減免する予定です。
令和8年度からは、地方税法に基づく減額は終了しますが、町条例による減免を予定していますので、2分の1の課税となります。
- **応急仮設住宅（借上げ住宅）の供与期間**は、令和5年3月末まで延長となっています。令和5年4月以降の扱いについては、今後判断されます。
なお、県外の借上げ住宅等については、福島県より期間延長措置の依頼をしていますが、各都道府県の判断となりますので避難先の都道府県、または市町村にご確認ください。
- 避難元の**電気料金**については、**避難指示解除日の半年後を限度として、避難期間中は免除**となります。
- **NHKの受信料**については、**避難指示解除月の翌月までは免除**となります。
- **高速道路の無料措置**については、**令和5年3月末まで継続**されます。令和5年4月以降の扱いについては、町として継続されるよう要望してまいります。

2. 戸別訪問で頂いたご意見・ご要望に関する取組について

- 国・町職員による戸別訪問において、下記のようなご意見・ご要望をいただきました。
- いただいたご意見等については、しっかり受け止め、対応を進めてまいります。

<主なご意見・ご要望について>

・買物環境が少ない。

→大野駅周辺には、今後、産業交流施設や商業施設等の整備を検討しています。

・大野病院が再開されればよい。

→大川原に大熊町診療所を開設しています。大野病院については、引き続き福島県と相談してまいります。

・周囲に人が少なく、特に夜間の時間帯は不安。

→警察等の防犯パトロールおよび町委託によるパトロールに取り組んでまいります。

<準備宿泊実施中に国・町職員による戸別訪問で頂いた御意見の例>

生活環境全般に関して

- ✓ 不便など特に感じていない。
- ✓ 夜間の防犯について心配がある。

買物環境に関して

- ✓ 買物は大川原のコンビニを利用。今後、ショッピングセンターのようなものができるとありがたい。
- ✓ 避難先から持ち込んでおり町周辺で買物はしていない。
- ✓ 買物は富岡のスーパーか南相馬市のスーパーを利用している。
- ✓ 買物は富岡で済ませている。大川原のコンビニも品数等が増えると使いやすい。

医療・介護に関して

- ✓ 病院はかかりつけ医の原ノ町まで通っている。
- ✓ 病院は富岡診療所を利用している。診療科目が少ないので増やしてもらえるとありがたい。

<準備宿泊実施中に国・町職員による戸別訪問で頂いた御意見の例>

銀行・宅配・引っ越しに関して

- ✓ 周囲に銀行がまだない。
- ✓ ネットで買物もするが、宅配は届いている。
- ✓ ネットショッピングで、販売店の提携事業者によっては宅配がまだ使えなかった。
- ✓ 引っ越し業者を利用したが、利用できない事業者もいた。

放射線量に関して

- ✓ 線量はまったく気にしていない。
- ✓ 親戚等が訪れた時のことを考えると多少気になる。
- ✓ 大川原に比べると少し高いので気になるが、数値の意味を教えてください。

避難指示解除に関して

- ✓ 解除して、どんどん復興に力を入れてほしい。
- ✓ 解除になれば、事業者や人も増えて、便利になるだろう。早く解除してほしい。

3. 特定復興再生拠点区域における避難指示解除に関する国の方針について

- 大熊町においては、これまでの説明のとおり避難指示の解除に向けた様々な復興・再生の取組を進めてきました。昨年12月3日からは「準備宿泊」を開始し、**現在18世帯49人（本年5月末時点）の住民の皆さまにご登録**いただいています。
- 国としては、これまでの復興に向けた取組を総合的に判断した結果、大熊町の**特定復興再生拠点区域**について、**避難指示解除の要件は満たしており、避難指示を解除し、帰還を希望される住民の皆さまがふるさとでの生活を再開いただけるようにするとともに、復興を新たな段階に進めることが必要だ**と考えています。
- 当然のことながら、帰還するかしないかは、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって**帰還を強制されるものではありません**。
- また、避難指示が解除されても、国による様々な支援策が終了するわけではありません。国としては、**避難指示の解除後も、政府一丸となって、大熊町の復興に向けた施策をしっかりと展開**してまいります。

<避難指示解除の要件について>

- ① 空間線量率で推定された**年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること**
- ② 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など**日常生活に必須なインフラ**や医療・介護・郵便などの**生活関連サービスが概ね復旧すること**、子どもの生活環境を中心とする**除染作業が十分に進捗すること**
- ③ 県、市町村、住民の方々との十分な**協議**

參考資料

大熊町除染検証委員会（特定復興再生拠点区域）
における検証結果

大熊町除染検証委員会は、特定復興再生拠点区域の除染状況等について、本委員会を8回開催し検証を行ってきました。その間、同区域の立入規制緩和、準備宿泊については、令和3年10月25日に中間報告を行ったところです。その後、中間報告の趣旨を踏まえながら実施された除染等について、現地調査等を実施するなど、空間線量率の低減対策の効果等についての検証を行ってきました。

この度、特定復興再生拠点区域の避難指示解除について、同区域内の除染状況等について検証した結果を下記のとおり報告いたします。

記

（検証結果）

○ 今回、検証の対象となった特定復興再生拠点区域については、除染及び追加除染が概ね完了し、検証委員会に出された環境省が測定した約37,000ヶ所の結果によれば、地上高1mの空間放射線量率について、概ね $3.8\mu\text{Sv/hr}^{*1}$ を下回ることを確認した。また、生活の中心となる宅地における線量については平均 $0.63\mu\text{Sv/hr}$ となっている。

そのほか、航空機モニタリングや自動車による走行モニタリング、及び歩行モニタリングの測定結果からの外部被ばく線量評価、さらに空気中の浮遊物質調査に基づく内部被ばく線量評価、それらの結果を基に安全側に立って実施されたシミュレーション結果においても、住民の被ばく線量が問題ないレベルまで低減されたという評価結果を精査し、日常的に生活しても放射線被ばくのリスクは十分に低くなっていることを確認した。

これらのことから、当該特定復興再生拠点区域については、次の対策を継続して実施していくことを条件に避難指示を解除することは妥当と判断した。

（継続的な対策）

○ 道路の舗装部分に亀裂が入った場所や未除染部分からの土砂の流入等で、他の場所に比べて空間放射線量率の高い場所が確認されていることから、国と道路等の施設管理者は避難指示解除前までに線量低減、立入制限等の対策を講ずること。

○ 避難指示解除後についても、国と町は継続的な環境モニタリング等を実施し、その結果を公表する等、住民の安全・安心に努めること。環境モニタリングの結果、追加除染などの線量低減措置が必要な場合には、国は、住民や地権者、町の意向により一層寄り添った柔軟な対応をとること。

○ 住民の無用な被ばくを防ぐためには、拠点区域内の未除染の場所の近くや空間放射線量率が低減しきれないスポットへの長時間の立入を防ぐことが有効な対策であることから、きめ細やかな線量測定を継続的に行うことや、測定結果の公表・周知、注意喚起の掲示などの措置も考慮すること。
また、同意が得られていない未除染の場所については、国と町が協力し、その解消に努めること。

○ 住民の放射線に対する不安払拭のため、町は、国・県や専門機関等と協力しながら、大熊町役場に設置された放射線健康相談窓口において、住民等の様々な放射線に関する問い合わせに継続的に対応するとともに、リスクコミュニケーションや広報誌等によりきめ細かい、分かりやすい情報発信に努めること。

また、希望者に対して食品の放射性物質濃度の測定や個人被ばく線量の測定などを実施できる体制を整備・維持するなど、住民ひとり一人の疑問や不安に寄り添って、より一層丁寧に対応していくこと。

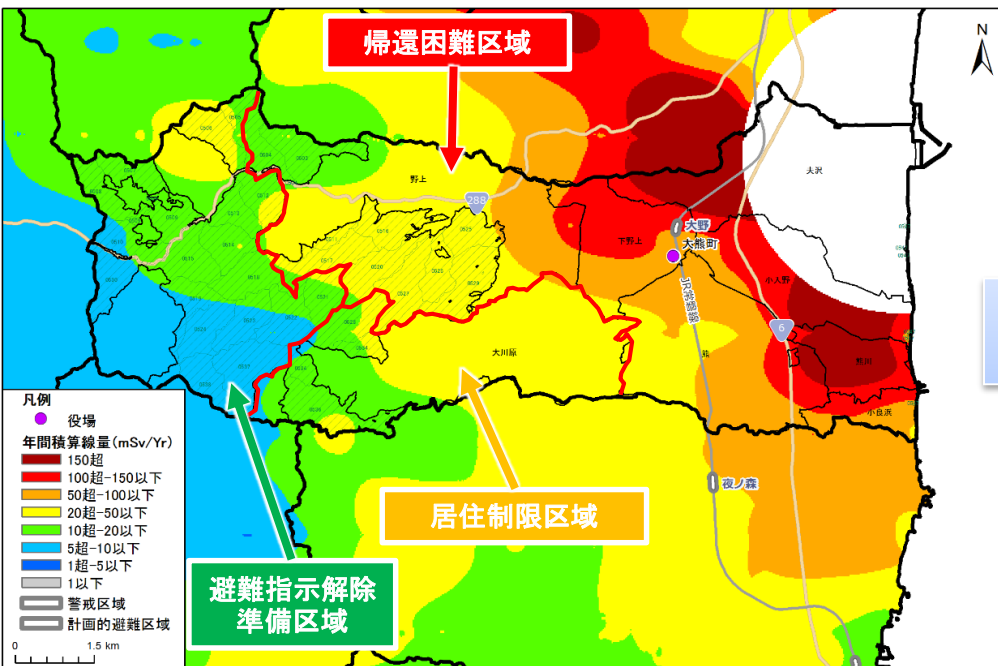
○ 当該特定復興再生拠点区域は、東京電力福島第一原子力発電所に近く、空間放射線量率が高い地域であったことも鑑み、除染効果等の詳細なデータを保存し、その結果等を今後の放射線量率の低減対策に活用するとともに、避難指示解除後も国等と町が協力しながら、環境モニタリングを実施し、必要に応じて再度の除染等を行なうなど、継続的に空間放射線量率の低減を図り、できるだけ早期に住民の年間追加被ばく線量が 1mSv 以下になるよう取り組むこと。

（補足）

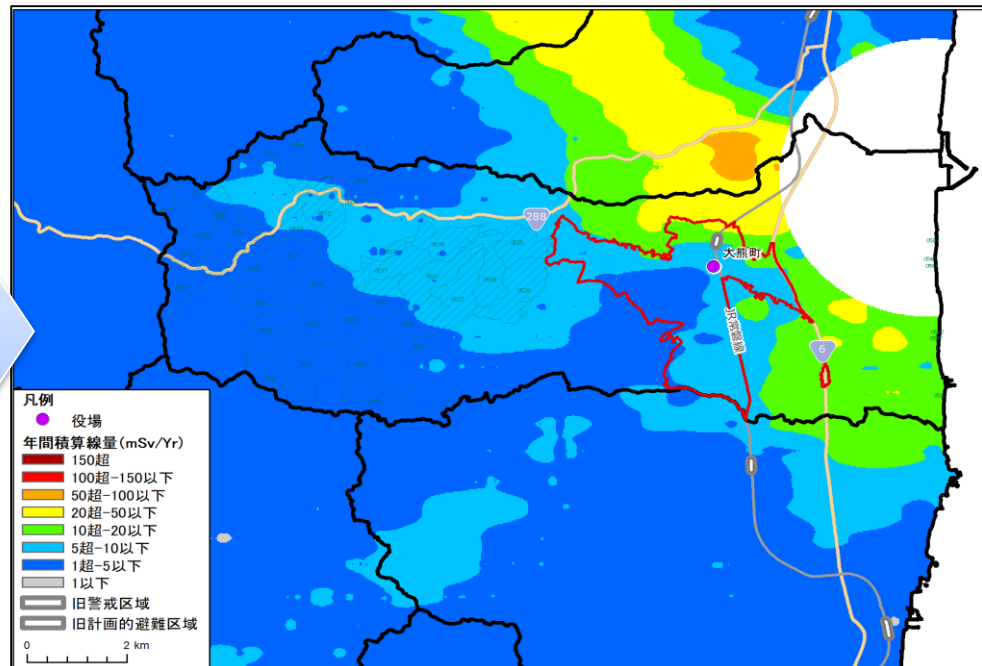
※1 $3.8\mu\text{Sv/hr}$ とは、居住のための解除の要件である年間積算線量 20mSv を安全側の仮定に立って1時間あたりの空間放射線量率に換算した目安の値であり（放射線リスクに関する基礎的情報2021年8月（第12版）より）、安全と危険の境界を示すものではない。

(参考5) 大熊町における放射線量の推移

平成23年11月5日時点の線量分布



令和3年10月25日時点の線量分布



10年後

※第4次航空機モニタリング(平成23年11月5日)及び第15次航空機モニタリング(令和3年10月25日)の結果を基に内閣府原子力被災者生活支援チームが作成。

(参考6) 被災された事業者の皆さまへの支援策

官民合同チームによる支援

「福島相双復興官民合同チーム（官民合同チーム）」が、事業者の皆さまの課題やニーズをお伺いし、事業の再開、承継・転業、生活再建等の課題解決に向けた支援を行います。以下の施策の活用を含め、お気軽にご相談ください。

＜お問合せ先＞ 福島相双復興官民合同チーム
024-502-1117

中小・小規模事業者の事業再開等支援事業

✓ 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

被災12市町村で事業を営まれていた方が行う事業再開に要する設備投資等を支援します。

大熊町等での事業再開等の支援を強化するため、令和3年度から補助率・補助上限額を引き上げています。

- 補助率:3/4→4/5 補助上限額:2250万円→3200万円
- 令和4年度公募期間：令和4年3月22日～8月15日まで
※令和5年度以降も定期的に公募を行っていく予定

＜お問合せ先＞ 福島県経営金融課 024-572-7019

✓ 福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金

被災12市町村で創業される方や、新たに事業展開される方の設備投資等を支援します。

大熊町等での創業等の支援を強化するため、令和4年度から補助率・補助上限額を引き上げています。

- 補助率:2/3→3/4 補助上限額:666万円→2250万円
- 令和4年度公募期間：令和4年3月30日～10月17日まで
※令和5年度以降も定期的に公募を行っていく予定

＜お問合せ先＞ 福島県経営金融課 024-572-7019

人材確保支援事業

事業者の皆さまに専任の人材コーディネーターを配置し、事業者様の人材採用をサポートします。

＜お問合せ先＞ 経済産業省 福島事業・なりわい再建支援室
03-3501-1356

6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業

事業者の皆さまに販路開拓・商圈拡大、新事業への参画、企業間連携等を支援します。

＜お問合せ先＞ 経済産業省 福島事業・なりわい再建支援室
03-3501-1356

輸送等手段の確保支援事業

衣・食・医等に関する生活関連商品の提供や広域的な移動サービスの提供に必要な輸送手段の確保、企業活動に必要なとなる製品等を共同して輸送する事業に必要な費用の一部を補助します。

＜お問合せ先＞ 経済産業省 福島事業・なりわい再建支援室
03-3501-1356

(参考7)「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方(線量水準に応じた防護措置の具体化のために)」
(平成25年11月20日原子力規制委員会決定) 抜粋

放射線による被ばくに関する国際的な知見及び線量水準に関する考えは、以下のとおりである。

- 放射線による被ばくがおよそ100ミリシーベルトを超える場合には、がん罹患率や死亡率の上昇が線量の増加に伴って観察されている。100ミリシーベルト以下の被ばく線量域では、がん等の影響は、他の要因による発がんの影響等によって隠れてしまうほど小さく、疫学的に健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されている。なお、放射線防護対策を実施するに当たっては、子供や妊婦に特に留意すべきとしている。
- 公衆の被ばく線量限度 (年間1ミリシーベルト) は、国際放射線防護委員会 (ICRP) が、低線量率生涯被ばくによる年齢別年間がん死亡率の推定、及び自然から受ける放射線による年間の被ばく線量の差等を基に定めたものであり、放射線による被ばくにおける安全と危険の境界を表したものではないとしている。放射線防護の考え方は、いかなる線量でもリスクが存在するという予防的な仮定にたっているとしている。ただし、線量限度は線源が制御された計画被ばく状況にのみに適用され、緊急被ばく状況や現存被ばく状況へは適用すべきではないとしている。
- 避難指示区域への住民の帰還にあたっては、(中略) 以下について、国が責任を持って取り組むことが必要である。
 - ・長期目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう目指すこと
(以下略)

(参考8) 日常生活での放射線被ばく、これまでに得られた知見について

○日本人が日常生活で受ける年間の被ばく線量は、自然放射線で平均2.1ミリシーベルト、医療行為で平均3.9ミリシーベルト(単純に合計すると平均約6ミリシーベルト)



(UNSCEAR2008年報告書)



○世界では、自然放射線が年間5ミリシーベルトを超える地域に1000万人以上が居住している。(UNSCEAR2000年報告書)

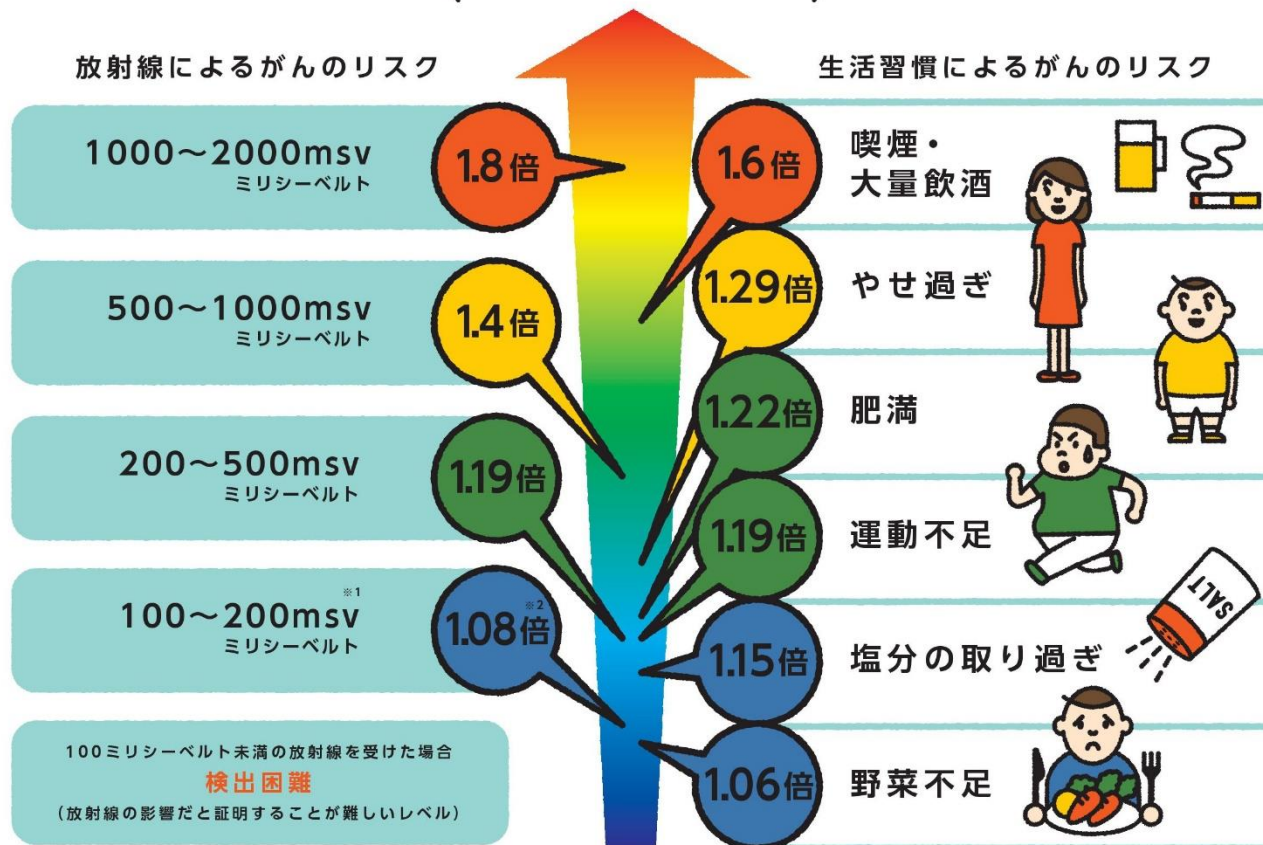
※(内訳)5.0~7.0mSv:906万人 7.0~10.0mSv:293万人 10mSv以上:176万人

○福島県県民健康調査検討委員会による「県民健康調査における中間取りまとめ」(2016年3月)では、「本調査で得られた線量推計結果(事故後4か月間の外部被ばく実効線量:99.8%が5mSv未満等)は、これまで得られている科学的知見に照らして、統計的有意差をもって確認できるほどの健康影響が認められるレベルではないと評価する」としている。

○原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)は、2020年報告書において、「当委員会は、放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにないと引き続きみなしている」としている。

【がんのリスクとその要因(放射線や生活習慣病によるもの)】

＼がんのリスク増大／



※1: 100ミリシーベルトは、航空機で東京・ニューヨーク間を約500~1000往復した場合の被ばく、または、1キログラムあたり100ベクレルの食品を約77トン摂取した場合の被ばく(注)に相当
(注) 食品に含まれる放射性物質がセシウム137で成人が食べる場合
※2: 放射線の被ばくがなく、図中のどの生活習慣もない集団と比べて発がんリスクが何倍高いかという数値

出典: 国立がん研究センターウェブサイトを基に復興庁作成

①放射線不安に対する対応

項目	ご連絡先
自宅敷地内の空間線量率調査	大熊町役場 環境対策課 0240-23-7823 (平日8:30~17:15)
井戸水の放射能濃度測定	大熊町役場 環境対策課 0240-23-7829 (平日8:30~17:15)
放射線相談窓口	大熊町役場 保健福祉課 0240-23-7419(平日8:30~17:15)
ホールボディカウンターによる内部被ばく検査	大熊町役場 保健福祉課 0240-23-7419 (平日8:30~17:15)
甲状腺検査	大熊町役場 保健福祉課 0240-23-7419 (平日8:30~17:15)
食品の放射性物質測定	大熊町役場 産業課 0240-23-7137 (平日8:30~17:15)

② インフラ・交通の復旧

項目	ご連絡先
電気	東北電力コールセンター 0120-066-774 (平日9:00~17:00)
電話・インターネット	<電話> NTT東日本 相談・申し込みダイヤル 116(9:00~17:00) 携帯電話等からかける場合 0120-116-000 <インターネット> NTT東日本 相談・申し込みダイヤル 0120-116-116(9:00~17:00)
LPガス	福島県LPガス協会 024-593-2161 いわき支部 0246-26-1434(平日9:00~17:00) 相双支部 0244-22-1141(平日9:00~17:00)
上水道	双葉地方水道企業団 総務課営業係 0240-25-5323(平日8:30~17:15)
井戸水	福島県相双保健福祉事務所 衛生推進課 環境衛生チーム 0244-26-1363(平日8:30~17:15) 大熊町役場 環境対策課 0240-23-7829(平日8:30~17:15)
下水道	大熊町役場 復興事業課 0240-23-7019(平日8:30~17:15)
浄化槽	大熊町役場 環境対策課 0240-23-7829(平日8:30~17:15) 環境省福島地方環境事務所 浜通り南支所 0240-25-8993(平日8:30~17:15)

③生活関連サービスの整備

店舗名	電話番号	営業時間
大熊食堂	070-2016-5969	月曜日～金曜日(祝日を除く)午前11時30分～午後2時
魚定食おしだ	050-3695-8713	月曜日～木曜日(祝日を除く)午前11時～午後2時
和食さかい	080-5843-8887	月曜日～土曜日(祝日を除く)午前11時～午後2時※日曜隔週営業(第1・第3) 火曜日～金曜日(祝日を除く)午後5時～午後9時
軽食・喫茶レインボー	080-2835-2819	月曜日～土曜日(祝日を除く)午前11時～午後6時 ※日曜隔週営業(第2・第4)
はるカフェ	0240-23-5710	火曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時
鈴木商店	0240-23-7670	月曜日～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後6時
さつき美容室	090-1066-3190	土曜日、日曜日(完全予約制)
コインランドリー大川原店	090-6456-6008	年中無休(24時間営業)
たきもとでんき	0240-32-3227	月曜日～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後5時
ニューヤマザキデイリーストア	0240-23-6567	月曜日～土曜日 午前7時～午後8時 日曜日・祝日 午前7時～午後6時

※大熊食堂、魚定食おしだ、和食さかい、軽食・喫茶レインボー、はるカフェについては、食堂利用券が使用可能です。

※食事1回につき700円の食事券を1人につき4枚交付します。生活支援課又は各出張所にお申し出ください。

③生活関連サービスの整備

項目	ご連絡先
郵便物・ゆうパック	いわき郵便局コールセンター 0570-943-573
宅配便	佐川急便株式会社 相馬営業所 0570-01-0672(8:00~19:00) ※時間指定配達はできません。 ※道路状況等により、配達が遅くなる場合があります。また、自然災害などにより集荷ができない場合もございます。あらかじめご了承ください。 ※平日・土曜の集荷は12時までとなります。また、日曜・祝日の集荷はできません。
新聞	キョウワプロテック株式会社 0240-41-0911(受付時間:平日16:30~20:00)
テレビ	デジサポ福島 0570-007-401(平日9:00~18:00)
ごみ(拠点区域内)	環境省福島地方環境事務所 浜通り南支所(廃棄物担当) 0240-25-8993(平日8:30~17:15) 大熊町役場 環境対策課 0240-23-7829(平日8:30~17:15)
屋内立入り・片付けサポート(拠点区域内)	大熊町片付けごみサポートセンター 0120-50-8832(平日9:00~17:00) ※特定復興再生拠点区域の家屋について、家財の持ち出しや片付け等を東京電力社員がお手伝いいたします。 ※お申込み時に、ご希望日・規模・場所等をお伺いします。 ※作業時間は月曜日~金曜日10時~15時(祝日を除く)になります。 ※作業日については、受付後に東京電力よりお電話いたします。その際、受付状況によりお時間をいただく場合がございます。 ※特定復興再生拠点区域の家屋が対象になります。

(参考10) 各項目連絡先一覧

③ 生活関連サービスの整備

項目	ご連絡先
入浴及び宿泊	ほっと大熊 0240-23-5767(年中無休10:00~21:00)
生活循環バス	大熊町役場 生活支援課 0240-23-7456(平日8:30~17:15)

④ 暮らしの安全確保

項目	ご連絡先
防災行政無線の戸別受信機	大熊町役場 環境対策課 0240-23-7831(平日8:30~17:15)
緊急通報機器	大熊町役場 保健福祉課 0240-23-7196(平日8:30~17:15)

⑤ 医療・福祉体制の整備

項目	ご連絡先
健康相談	大熊町役場 保健福祉課 0240-23-7419(平日8:30~17:15)

⑥ 住宅環境の整備

項目	ご連絡先
災害公営住宅・再生賃貸住宅	大熊町役場 生活支援課 0240-23-7456(平日8:30~17:15)
住宅清掃費補助	大熊町役場 生活支援課 0240-23-7456(平日8:30~17:15)
引っ越し補助制度	大熊町役場 生活支援課 0240-23-7456(平日8:30~17:15)
不動産利活用事業(空き家・空き地バンク)	一般社団法人 おおくままちづくり公社 0240-23-7101(平日9:00~17:00)

産業・生業の復興

項目	ご連絡先
事業再開や経営相談	大熊町商工会(大川原事務所) 〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大川原南平1221 0240-23-7380 (9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日・年末年始除く))